

令和2年8月

警視庁新型コロナウイルス 感染症対策ガイドライン

警視庁新型コロナウイルス感染症緊急対策本部

はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、飛沫^{まつ}感染や接触感染への対策をこれまで以上に取り入れた生活様式、いわゆる「新しい生活様式」を実践していくことが求められている。そして、今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になるとされている（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」）。

この点、警視庁においては、感染拡大の兆しが把握されて以降、組織を挙げて感染予防対策を検討するとともに、警察活動の現場において、試行錯誤や創意工夫をしながら様々な対策を実践してきた。その結果、警視庁職員51人について新型コロナウイルス感染症の感染が確認された（8月18日現在）ものの、幸いにして、東京都内の治安の維持に支障を生じさせることなく、その業務を継続してきたところである。そして、これらの対策の実施結果について検証を重ね、この度、更なる感染拡大への対応を念頭に今後取り組むべき対策を「警視庁新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」として取りまとめるとともに、都民の理解を得るべくこれを公表することとした。

今回の一連の経緯を検証して改めて分かったことは、警察職員は、感染リスクが極めて高い職種の一つであるということである。元来、警察活動は、複数の職員が一定の集団を形成して行うものや、様々なバックグラウンドを持つ多数の都民、国民との接触を伴うものが多い上に、官民の他の業種には見られない特殊な内容のものも少なくない。そのため、警察活動における飛沫感染や接触感染のリスクについては、まずは警察自らがよく評価した上で（第1-1）、職務の執行に支障を生じさせない限度で最も効果的な感染予防策を講じることが必要となっている（第1-2）。

他方、首都の治安維持を責務とする警視庁は、たとえ新型コロナウイルス感染症がまん延する中であっても、職員に感染が拡大することによって業務を遂行できない状態に追い込まれることは絶対に避けなければならない。このため、社会・経済機能の維持に必要不可欠とされる他の業種と同じように、隔離すべき職員の早期隔離や代替要員の確保といった、業務を維持・継続させること自体を目的とした対策も進めることが重要である。すなわち、警察における業務継続の特性を

踏まえた上で（第２－１）、業務停止の危険性を低減させる事前対策（リスク・コントロール）と、万一、職員に感染が確認された場合の事後対策（ダメージ・コントロール）（第２－２）を適切に講じることが不可欠である。

本ガイドラインは、感染予防対策と警察業務の継続の両立を図るべく作成したものであるが、今後、感染の拡大状況により、適宜の機会に内容を改訂したり、新たな計画に統合させたりすることも想定している。

目 次

第 1 警視庁における感染症予防

第 1 - 1 警察活動に特有の感染リスク

1 飛沫感染のリスクを伴う警察活動	1
(1) 対象者との身体的距離が近いことによるもの	
(2) 職員同士の身体的距離が近いことによるもの	
(3) 職員の大きな発声等によるもの	
2 接触感染のリスクを伴う警察活動	3
(1) 対象者の身体に接触することによるもの	
(2) 対象者の〔に〕物品に〔を〕接触する〔させる〕ことによるもの	
(3) 職員同士が身体を接触させることによるもの	
(4) 職員同士で物品を共用することによるもの	
3 感染リスクに特に注意を払うべき勤務環境	5
(1) 法執行の最前線	
(2) 公私にわたる集団行動	
(3) 留置施設	

第 1 - 2 感染予防対策 5 類型

1 防護	6
(1) マスク	
(2) ゴーグル、防護メガネ、顔面防護具	
(3) ゴム手袋	
(4) 感染症防護服、ガウン、エプロン、不織布白衣、雨衣	
2 消毒	9
(1) 手指その他の身体の消毒	
(2) 被服等の消毒	
(3) 施設・車両・物品の消毒	
3 換気	11
(1) 窓・ドアの開放	
(2) 機械による換気	
4 立入りの規制	12
(1) 施設・車両の区分（ゾーニング）	
(2) 職員の健康管理と立入りの規制	
(3) 来庁者の検温・消毒と立入りの規制	

(4) 被留置者等の検温・消毒・診察

5 接触の回避～「警視庁ソーシャル・ディスタンス・ワーク」の推進 15

(1) 人との接触機会の低減

(2) 人との接触前の情報収集

(3) 身体的距離の確保（ソーシャル・ディスタンス）

(4) 物品の共用機会の低減

第2 警視庁における業務継続

第2-1 警察における業務継続の特性 19

(1) 法的な責務の存在

(2) 活動と組織の実地性

(3) 当番勤務体制の代替性

(4) 予見できない事象への備え

(5) 他機関との連携

(6) 広報の重要性

第2-2 警察業務の継続に向けた対策

1 事前の対策（リスク・コントロール） 23

(1) 優先度に応じた業務の区分け

(2) 業務の標準化（属人化の解消）

(3) 編成の固定化

(4) 隔離場所の設定

(5) 代替要員を確保するための予防的な在宅勤務

(6) 代替勤務場所の設定

2 事後の対策（ダメージ・コントロール） 26

(1) 感染疑い情報の共有

(2) 疑似職員の隔離

(3) 濃厚接触職員・軽度接触職員の指定と隔離

(4) 部外の濃厚接触者への対応

(5) 物品・施設の緊急消毒

(6) 代替措置の実行

(7) 本部による警察署の支援

(8) 情報の対外発信

第1 警視庁における感染症予防

第1-1 警察活動に特有の感染リスク

庁舎における事務作業や窓口業務の感染リスクは、あらゆる社会経済活動に共通するものである。他方、警察活動を個別にみると、取調べ室や留置場等の閉鎖空間において極めて近い距離で接触したり、職務質問や逮捕等の際に対象者の身体や物品に直接接触したりするような、感染リスクの高い場面が他の業態と比べて数多く認められる。この感染リスクは、職務を執行する警察職員とその対象者の関係のみならず、警察職員同士の関係においても同様に存在する。

これら個々の感染リスクを総合すると、法執行の最前線、公私にわたる集団行動、そして留置施設という三つの類型が、警視庁の中でも特に感染リスクに注意を払うべき勤務環境として挙げられる。

1 飛沫感染のリスクを伴う警察活動

密閉空間、密集場所、密接場面という三つの条件（三つの密）のある場では感染を拡大させるリスクが高く、それ以外の場であっても、激しい呼気や大きな声を伴う運動について飛沫感染リスクがある可能性が指摘されているところ、警察活動でも、狭隘で閉鎖的な空間や車両を中心として、このような条件を満たす場面が幅広く認められる。

(1) 対象者との身体的距離が近いことによるもの

- 取調べ室の多くは狭隘で窓がないため、取調べを行う捜査員とその対象となる被疑者や参考人との間で会話をする際の身体的距離は、必然的に近くならざるを得ない。
- 各種の届出（被害届、遺失届、拾得届等）や相談を受理する際に、当事者のプライバシーを保護する観点から、部屋を閉め切って対応しなければならないこともある。
- 交通違反の指導取締りで違反者を警察車両の後部座席に乗車させて事情を聴取する場合や、事件の関係者をパトカー等に同乗させて警察署に任意同行する場合は、運転席や助手席の警察官との距離を1メートル以上保つことは困難である。被疑者の単独護送のように、後部座席に乗車させた対象者の両隣に警察官が座る場合は、距離が更に近くなることとなる。
- 飲酒運転の取締りに際し、警察官が運転者の酒臭を直接確認する行為は、不特定多数の対象者との間で極めて近い距離に位置することになるため、飛沫感染のリスクが非常に高い行為である。

- 留置施設では、取調べの出し入れや面会の立会い、食事・入浴の提供、車両による護送等の機会を通じて、職員と被留置者が頻繁に接近・接触することとなる。さらに、共同部屋になると、被留置者同士の距離も密接・密集となり、飛沫感染のリスクは一層高まることとなる。
- 運転免許試験場等では、多数の者が来場することに加え、技能試験や高齢者講習のように、運転免許試験場等の職員が同一車両に乗車する業務もある。

(2) 職員同士の身体的距離が近いことによるもの

- 警察官の職務執行には、警戒の範囲を相互に補完し合ったり、職員の受傷事故や犯人の逃走・証拠隠滅を防止したりするため、二人一組で行われるものが多いところ、特に車両、船舶、航空機に乗って行われる職務執行の場合は、相互の身体的距離が密接にならざるを得ない。
- 警備現場で行われる部隊行動は、命令や点呼を伴いながら整然と隊列を組んで進行したり、指揮官の直近で副官、伝令、記録等の任務を持つ者が随伴したり、大人数が一度に大型輸送車で移動・休憩したりするなど、任務の性格上、身体的距離が近接することが前提となっている。
- 警察署や本部の執行隊では、24時間365日にわたり業務を遂行するため、職場に泊まって勤務に従事する職員（当番員）を指定し、順送りに交代させて組織の機能を維持しているが、この当番制度は、交代する職員同士が業務や装備品を直接引き継ぐことを前提としている。
- 警察学校、警察署、機動隊等の単身者待機寮では、若手職員を中心に集団生活が営まれているため、勤務以外でも公私を問わず職員相互の距離が物理的に近くなる傾向にある。

(3) 職員の大きな発声等によるもの

- 警備の現場では、警察官が大きな声で誘導、注意、警告等を行うことが少なくない。道路や公園等の公共の場所において違法・違反となる行為を認めた場合や、逃走する現行犯人を追呼する場合等も同様に、大きな発声を伴う。
- 発声ではないものの、特に交通警察の分野では、発声に代えて警笛を吹鳴することにより、規制、注意、警告の効果を高めることが一般に行われている。
- 発声により瞬発力や筋力を増大させることができるため、警察官は、被疑者の制圧、災害時における救出救助のほか、特に柔道・剣道をはじめとする術科訓練やスポーツにおいて、大きな声を出すことを常としている。

2 接触感染のリスクを伴う警察活動

警察官は、法令に定められた任務を達成するため、対象者の身体や物品に直接接触することが少なくないが、その際にウイルスの付着・残留した箇所に触れることで自らが感染する危険性や、逆に自らが既に感染していた場合に身体を接触させた対象者を感染させてしまうおそれがある。また、職員同士が身体を接触させたり物品を共用したりすることでも、同様のリスクが発生し得る。

(1) 対象者の身体に接触することによるもの

- 犯罪捜査では、被疑者の逮捕、身体捜検、指掌紋やDNA型鑑定資料の採取、留置、送致等の各場面において、捜査員や留置担当官が被疑者と身体的に接触することが不可避である。また、被害者や参考人との間でも、指紋等の採取や実況見分等のため、身体に接触することが少なくない。そして、死体の取扱いは、生前に新型コロナウイルス感染症に感染していた可能性もあるため、十分な注意を要する。
- 要保護者のうち泥酔者、傷病人、精神錯乱者等の保護については、警察官が対象者の身体に接触しなければ行い得ない。救助活動についても、脈拍の確認、AEDの装着、止血、患部の保護、搬送等に際して、要救助者の身体に接触することが必要である。
- 複数の対象者同士が対立する場面において、警察官が間に入って仲裁をしたり、特定の対象者の動きを規制・制止したりすることがあり、通常、強度の身体的接触を伴う。けんか・口論の仲裁、暴力団の対立抗争への対応、集会・デモの警備等がこれに当たる。
- 交通安全や交通事故防止のため、歩行者のうち、特に子どもや高齢者については、警察職員が手を取って安全な場所に誘導せざるを得ないことがある。

(2) 対象者の〔に〕物品に〔を〕接触する〔させる〕ことによるもの

- 職務質問では、身分確認のため、対象者の運転免許証その他の身分証明書を警察官が手に取って確認することが多い。また、所持品検査を行う場合には、対象者の所持品に直接触れることとなる。
- 交番・駐在所や警察署の会計課では、毎日一定数の拾得物（忘れ物・落とし物）を取り扱う。警視庁では、年間約400万件の拾得物を受け付け、約240万件の返還、引渡しを行っている。
- 対象者が書類の記載や署名をする際に警察職員の所持する筆記用具を使用させたり、対象者との間で書面の交付・交換をしたりすると、物品への接触が相互になされることとなる。警察の場合、窓口における各種申請・

届出といった他業種とも共通する機会のみならず、事案の発生現場における当事者や、身柄の拘束により物の所持が認められない者等、筆記用具を借りなければ手続をすることができない者も少なくないことに留意が必要である。

- 留置施設では、職員と被留置者の間で、処遇に係る様々な貸与品、支給品及び自弁物品（寝具、食器類、洗面用具、筆記具、衣類、書籍等）のやりとりが頻繁に行われる。

（３）職員同士が身体を接触させることによるもの

- 犯罪組織に対する捜索差押えに際し、組織的な抵抗を排除しつつ、重要証拠の隠滅を防止するため、狭隘な対象施設に多数の捜査員を集中的に投入することが少なくない。
- 警備実施の現場では、警察官同士が密集隊形を作ることにより個々の推進力を結集し、規制や検挙に当たることがある。
- 警察官の行う様々な訓練の中でも、警備に関する訓練や被疑者の制圧のための訓練では、警察官同士が互いに手足等を接触させるものが非常に多い。柔道、剣道、合気道、逮捕術等の術科訓練やスポーツを通じた鍛錬もまた同様に、身体的接触を伴うものがほとんどである。

（４）職員同士で物品を共用することによるもの

- 警察官が身体に装着する装備資器材には、警棒や拳銃のように警察官個人に貸与されるものもあれば、無線機、受令機、ヘルメットのように当番ごとに引き継がれて使用されるものもある。それ以外の装備資器材については、設置型である（取調べ録音・録画資器材、車両阻止用アンクル）、大型である（大楯、刺股、停止旗）、希少である（爆発物処理用防護服、化学物質検知器）など、性質上、職員同士が共有することを前提とするものである。
- 当番勤務における休憩時には、勤務員同士が交代で仮眠を取る場合があるため、休憩室の面積が限られる交番や機動隊の待機所等では、寝具を共有して使うことがほとんどである。
- 警察車両が特定の警察官個人に割り当てられて利用されることは、ほとんどない。警ら用無線自動車（パトカー）は当番ごとに引き継がれて利用され、捜査や警備に使用される車両も、通常は係や班等の組織単位ごとに配備される。

3 感染リスクに特に注意を払うべき勤務環境

前記のとおり、警察活動には感染の危険性がある接触機会が数多く見られるが、その接触の頻度や特徴も含めて考えると、警視庁の中でも特に以下三つの類型に該当する勤務環境においては、特に注意深く感染予防対策を強化すべきである。

(1) 法執行の最前線

警察は元来、年齢、職業、経歴、生活環境、家族構成等の異なるあらゆるバックグラウンドの都民、国民を対象に業務を遂行している。

そのような警察の組織の中でも、街頭に出て事件・事故の対応や交通の指導取締りに従事する部門、人身安全関連事案や犯罪捜査の過程で被疑者、関係者、証拠品、死体等に接触する機会の多い部門等の最前線で法執行を担う部門では、不特定多数の対象者との間で、時として濃厚な接点を持たざるを得ない場面があるため、どうしても飛沫感染や接触感染のリスクが高くなる傾向にある。

(2) 公私にわたる集団行動

業務だけでなく私生活でも集団行動を伴う勤務環境としては、多くの職員が寮での集団生活を営む警察学校や機動隊がその典型であるが、警察署等でも、単身者待機寮で生活する職員はこの類型に該当し得る。

このような特徴は全国の警察で共通するものであるが、警視庁は規模が格段に大きく、多数の学生が在籍する警察学校や、若手職員のほとんどが寮生活を送る機動隊については、集団感染のリスクに特に注意を払う必要がある。

(3) 留置施設

留置施設は、被留置者の逃走を防止するため、その構造は、密閉された施設である。また、職員と被留置者の間では、身体検査や物品の受渡しが頻繁に行われるほか、共同部屋になれば被留置者同士が密接・密集になることを避けられない。

このように、留置施設は、感染対策上極めて特殊な環境下にあることから、細心の予防対策を講じることが不可欠である。

第1-2 感染予防対策5類型

様々な感染リスクが存在する中での職務執行を余儀なくされる警察職員は、個別の警察活動に伴うリスクの度合いや都内における感染のまん延状況を踏まえつつ、職務の執行に支障を生じさせない限度で最も効果的な感染予防対策を講じることが必要である。

警視庁の感染予防対策は、その作用の形態に応じて、①職員自身をウイルスから守る「防護」、②ウイルスを能動的に除去する「消毒」のほか、職員の勤務環境について、③密閉性をなくす「換気」、④感染が疑われる者の「立入りの規制」、⑤密集・密接の機会を低減させる「接触の回避」の五つの類型に分けることができる。

以下では、それぞれの類型について、対策の趣旨、具体的内容、留意事項、例外措置等を説明する。

1 防護

警察職員が職務の執行中に新型コロナウイルス感染症に感染することや、万一、警察職員が新型コロナウイルス感染症に感染していた場合に同僚職員や職務の相手方等に感染を拡大させることを防ぐためには、様々な感染防護資器材を感染リスクの度合いに応じて使い分け、ウイルスから身体を適切に防護することがまず第一に重要である。

それぞれの防護資器材の効能や想定される着装場面、着装時の留意事項等については、以下のとおりである。

(1) マスク

- マスクは、自他の飛沫感染を防止する上で最も基本的かつ効果的な資器材であることから、食事や休憩を除き、執務中はマスクを着用することを原則とする。
- ただし、次に掲げる場合においては、必要に応じてマスクを着用しないこととすることができる。
 - ・ 高温多湿の環境で活動する場合においては、熱中症になるリスクを低減させるため、屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できるとき、マスクを外すことができる。熱中症のリスクを判断する際には、気温や湿度のほか、活動場所周辺における日射・輻射等の熱環境を加味した指標である暑さ指数も勘案する。
 - ・ 自動二輪車や自転車を運転している場合において、マスクが風圧により上方にずれて視界を遮る危険性が認められるとき、安全上の観点から

マスクを外すことができる。

- ・ 警笛を吹鳴して規制、注意、警告等を行う際は、活動の性質上、マスクを外すことができる。この点、警笛の吹鳴による飛沫の拡散に鑑み、付近の通行人に無用の不安を与えないため、可能な限り、人と十分な距離（3メートル以上）を確保して吹鳴する。
 - ・ 極めて激しい運動を伴う活動や訓練に従事している場合において、マスクを着用することで心拍数、呼吸数、血中二酸化炭素濃度又は体感温度が上昇し身体に著しい負担がかかるときは、例外的にマスクを外すことができる。この場合においても、可能な限り、人と十分な距離（2メートル以上）を確保することとするが、職務の執行上、緊急又はやむを得ないときは、この限りでない。
- マスクの種類については、使い捨ての不織布マスクが衛生的で使いやすいが、ガーゼや布でできたマスクやスポーツ用マスクを着用することを妨げない。

（２）ゴーグル、防護メガネ、顔面防護具

- ゴーグルや防護メガネは、体表で唯一粘膜が露出している顔面の中でも特に注意を要する目の防護に効果的である。また、プラスチック製の顔面防護具（いわゆるフェイスシールド）も、顔面の全体又は大部分を防護する上で一定の効果はある。これらの資器材は、死体の検視をはじめとして、血液や体液等の飛沫が想定される現場や、対象者がマスクを着用しておらず身体的距離を十分に確保できない場面のほか、必要と認められる場面において、着用することが適当である。
- ゴーグルや防護メガネには、使い捨てを想定して製造されたプラスチック製のものがあるが、残数に限りがある場合等において、これらを適切に消毒した上で再利用することは妨げない。
- ゴーグルや防護メガネは、マスクや後述する感染症防護衣と併用した場合に、充満した呼気の蒸気によって内側が曇り、視界を妨げることがあるので、細かい作業をするときや車両を運転するときは注意が必要である。
- 顔面防護具は、着装の位置・角度によって直射日光や夜間帯のネオンを乱反射させることがあるので、車両の運転中や助手席では使用しない。
- 機動隊員は、ヘルメットの防石面を下げることで、顔面防護具の代わりとすることができる。また、防石面をマスクと併用することで熱中症のリスクが増加すると認められときは、人との距離を確保できる場合に限り、マスクを外すことができる。

(3) ゴム手袋

- ゴム手袋を着用すると、自らの手指で直接ウイルスに触れなくて済むため、接触感染を防止する上で一定の効果がある。一方、手袋をはめたまま自他の身体や物品に接触し続けていると、かえってウイルスを拡散させる危険性があるため、取扱いの事案ごとに消毒又は交換するとともに、着脱の方法に注意することが重要である。
- ゴム手袋は、主として体液や血液等に触れる場合や感染の疑いが払拭できない対象者の身体に直接接触せざるを得ない場面において使用することが適当である。また、飲酒検知に使用した運転者の呼気を採取した風船等に触れる際も、ゴム手袋を使用することとする。そして、これらのゴム手袋は、職務執行に区切りがついた段階で速やかに外し、ビニール袋に密封した上で廃棄する。
- ゴム製のもの以外では、ビニール製や布製の手袋でも限定的ながら効果が認められるので、ゴム手袋の代替として一時的に使用することは可能である。
- ゴム手袋等を使用した後は、手洗いや手指消毒を入念に行うことが必要である。

(4) 感染症防護服、ガウン、エプロン、不織布白衣、雨衣

- 不織布でできたつなぎ型の感染症防護服は、顔や手を除いた全身をウイルスから防護することができるため、感染が確認され、又はその疑いのある対象者と直接又は近距離で接触する場合において、マスク、ゴーグル、ゴム手袋及び靴カバーと共に装着する。
- 感染症防護服の装着には、ウイルスその他により汚染された物質が侵入しないように隙間を塞いだり養生テープで補強したりすることが必要であり、脱装に際しても、汚染面に触れないようにする必要があるため、着脱訓練を実施した上で使用する。また、着脱に遺漏がないようにするため、複数の職員が互いに介添えをしながら着脱することが推奨される。
- 感染症防護服を着装すると、無線機その他の装備品の装着に限界があったり、体熱がこもって熱中症になる危険性が生じたりすることがあるので、活動環境を考慮した上で、装着する人数や時間等を事前によく検討しておくことが重要である。
- 製造企業によると、一度きりの使い捨てを想定している感染症防護服について、医療用装備品の不足が顕著な昨今の情勢に鑑み、防護服の内部まで汚染されている疑いや破れ、外面の変質等がなければ、適切な洗浄・消毒の上、自己責任で再利用することも可能との見解もある。しかし、等身

大の防護服の洗浄・消毒には困難を多く伴うため、防護服を再利用しないこととする。

- 不織布やプラスチック等でできたガウン、エプロン、白衣、雨衣等についても、感染症防護服に準じて一定の防護効果が認められるため、防護服を着装するほどでもないが感染リスクがある程度疑われる場合や、時間をかけて防護服を着装しては活動の機会を逸する場面では、これらの資器材を活用することも検討する。
- 感染症防護服その他の資器材を脱装する際には、専用の区画を確保してこれを行うとともに、使用済みの資器材を一般廃棄物と産業廃棄物に分別した上で、それぞれゴミ袋等に入れて密封し、廃棄する。廃棄作業の後は、手指、身体、被服等の洗浄・消毒を確実に行う。

2 消毒

ウイルスからの防護と同様に、薬品や熱等によって能動的にウイルスを除去することもまた重要である。人の身体に直接接触したり資器材を共用したりすることの多い警察職員にとっては、頻繁で漏れのない消毒を行うことが大変重要である。このような職員の身体や施設の消毒に際しての留意事項は、以下のとおりである。

(1) 手指その他の身体の消毒

- 手洗いは、感染を予防する上で最も基本的な行為である。政府の推奨する「新しい生活様式」に則^{のつと}り、30秒かけて水と石けんで丁寧かつこまめに手洗いをする。
- 手指の消毒液を使用することは、手洗いと同様に感染予防に有効であることはもちろん、水場のないところでも実施可能であることが大きな利点である。このため、消毒液の入った容器を警察施設や拠点の要所に据え置くことのほか、不特定多数の者が頻繁に触れる部位・物品がある車両（大型輸送車、文書集配便等）にも容器を積載したり、街頭活動に従事する警察職員に小型の容器を携行させたりすることで、様々な場所で活動する警察職員の隅々にまで消毒の機会を提供することが重要である。
- 警察職員は、警察施設に入るときには、その都度、必ず手洗い又は手指の消毒を行う。
- 活動中、人の身体や、不特定多数の者が高頻度で接触する物品にやむを得ず直接接触する場合においては、その行為の前と後に手洗い又は手指消毒を行う。緊急の場合には、行為の後に行うこととする。
- 来庁者や現場等で接する相手との間で、筆記用具等の貸与・返却、書面

の受理・交付等を行った場合は、その行為の都度、手洗い又は手指の消毒を行う。

- 感染の疑いが払拭できない対象者やマスクを着用していない対象者と直接又は近距離で接触した場合には、手指のみならず、顔面や全身も洗浄することが望ましい。

(2) 被服等の消毒

- 感染の疑いが払拭できない対象者（物）と直接又は近距離で接触した場合であって、感染症防護服を着装しないで体液や血液、飛沫等を浴びた場合などは、制服その他の被服を熱水（80℃で10分）により消毒した上で洗濯をする。この場合において、クリーニング業者に洗濯を委託する際は、熱水消毒を施し、その旨を業者に伝えた上で依頼しなければならない。
- 感染の疑いが払拭できない職員や被留置者が使用した枕カバー、布団カバー、シーツ等の寝具については、本部主管課に確認した上で消毒等の処置を行う。
- 被服等の消毒後は、手洗いを必ず行う。

(3) 施設・車両・物品の消毒

- 施設・車両・物品の消毒作業は、十分な換気を行いながら実施する。
- 消毒液としては、消毒用アルコール又は次亜塩素酸ナトリウム（トイレや洗面所は、濃度0.1%、その他の机、椅子、電話機、ドアノブ等は、0.05%のもの。市販の塩素系漂白剤等を希釈することで可能）を用いることとする。アルコールを含んだウェットティッシュは手軽に利用できて効果も高い。
- 次亜塩素酸ナトリウムは、光（紫外線）や熱で分解されるほか、作成した消毒液についても気化して塩素が抜けていくことから、密閉できる遮光性の容器で保管し、毎日新しく作って使用することが望ましい。
- 金属部分に次亜塩素酸ナトリウムを付着させると腐食するおそれがあるため、無線機、受令機等の警察通信機器については、可能な限り、消毒用アルコールを用いる。やむを得ず次亜塩素酸ナトリウムを使う場合は、消毒から約10分間経過した後に水拭きを確実にを行い、腐食防止を図る。
- 消毒方法は、柔らかい布やペーパータオル等に十分な量の消毒液を含ませて対象物を拭き、自然乾燥させる。対象物が濡れている場合は、水分を拭き取ってから実施する。消毒液を噴霧する方法は、空气中にウイルスが飛散する上に、消毒液がむらになって十分な効果が得られないことから、採用しない。

- 施設や車両については、人が直接接触し得る部位、特に不特定多数の者が高頻度で接触する部位（机・テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ・車のドアハンドル、電話（通話口を含む）、照明スイッチ、共用文房具、キーボード、マウス、タッチパネル、水道の蛇口・トイレの流水レバー、便器のふた、手すり、エレベーターのボタン、コピー機の操作部等）を定期的（1日2回以上）に消毒する。
- 複数の来庁者が利用する相談室、取調べ室等については、使用する前後に、随時、机や椅子の消毒を行う。
- 消毒作業に従事する職員は、感染予防及び皮膚の保護のため、マスク、ゴム手袋及びゴーグルを着用する。
- 警察施設で消毒を行うべき場所は、通常かなり広範囲にわたるため、特定の時刻を定めて一斉放送により消毒を実施するなど、消毒場所に遺漏が生じたり、特定の少人数のみが消毒作業に従事したりする非効率を防ぐ工夫が推奨される。
- 警察車両の消毒については、少なくとも当番勤務の交代時等使用者が代わる機会には、必ず行うこととする。感染の疑いが払拭できない者を搬送した場合のように一定の感染リスクが認められるときは、その都度、入念に消毒を行う。ただし、引火性の危険物に該当するアルコール消毒液は、直射日光で40℃以上の高温になった場合に容器から漏洩^{えい}する可能性があるため、車内に常備せず、必要の都度、積載することを推奨する。
- 来庁者に一時的に貸与する筆記用具等の物品は、不特定多数が使用するため、貸与の都度、消毒を実施する。他方、本人確認時における運転免許証のように、相対する職員と対象者のみが接触する物品については、必ずしも接触感染のリスクが高いものとは判断されず、接触部位の極小化や置き渡しによる呈示等の工夫も可能であることから、一律に消毒することとはせず、対象者の求めに応じて消毒して差し支えない。

3 換気

換気の悪い密閉空間は、飛沫感染が集団で発生するリスクの一つであることから、常時又はこまめに外気を取り入れる換気を行うことが必要である。

警察施設についてみると、建築物衛生法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）の「特定建築物」に該当する本部庁舎や警察署等は、主に空調機による機械換気方式が採用されている一方、交番や駐在所等はこのような設備がなく、窓・ドアの開放により換気しなければならない。また、被疑者の逃走防止や捜査上の秘密保持のため、窓の開放範囲が十分でなかったり、そもそも部屋に窓がなかったりするなど、極端に通気性の悪い勤務環境が存在するた

め、注意が必要である。

(1) 窓・ドアの開放

- 施設の換気に当たっては、部屋の空気を全て外気と入れ替えるため、1時間に2回以上、数分間（5分以上）程度にわたり窓を全開する。その際、空気の流れを作るため、複数の窓がある場合は二方向の壁の窓を開放することとし、窓が一つしかない場合はドアを開ける。
- 窓の開放範囲が狭い場合や部屋に窓がない場合は、エアサーキュレーター（直進性の高い風を発生させ空気を循環する性能に特化した家電製品）や扇風機を活用して空気の流れを作る。
- 留置施設や取調べ室については、被疑者の逃走防止や事故防止のため、窓・ドアの開放や家電製品の設置に伴って生じ得る問題をよく確認した上で換気を行う。
- 捜索・差押えの対象施設については、証拠の隠滅、逮捕被疑者の逃亡、書類の飛散、周囲からののぞき見等を防止することに配慮しながら、必要に応じて窓を開放する。
- 車両については、施設の場合と比べると、窓の開放により得られる換気効果が高いので、走行中、必要に応じて窓を適宜開放することで十分である。また、対象者を警察車両の後部座席に乗車させる場合には、逃走や書類の飛散に留意しつつ、窓を一部開放する。対象者の車両を検索する場合にも同様に、証拠の隠滅に注意して窓を一部開放する。

(2) 機械による換気

- 本部庁舎や警察署など特定建築物（延べ面積が3,000㎡以上の事務所等）に該当する庁舎は、主に空調機による機械換気方式を採用しており、建築物衛生法に基づく空気環境測定の結果が基準を満たしていれば、室内の空気は常時循環しているので、窓を開けなくても清浄な空気環境が保たれている。
- 車両の空調を使用するときは、トンネル内の渋滞に巻き込まれた場合等を除き、内気循環ではなく外気導入に設定する。

4 立入りの規制

消毒や換気が効果的に行われている警察施設・車両においては、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いのある者の立入りを規制することで、感染リスクを更に低減させることができる。また、その反対に、感染が疑われる者が立ち入ったり、ウイルスの付着が疑われる物品を搬入したりする場所や

車両をあらかじめ明確に区分して定めておくことにより、感染リスクを拡散させないようにすることも同様に重要である。

新型コロナウイルスは人間の目で見ることにはできないものの、感染症の典型的な症状である発熱は、本人以外の第三者も客観的かつ簡単に測定することができる症状であるため、立入りの規制は、施設の境界における検温や消毒と組み合わせることでより効果的に行うことができる。

(1) 施設・車両の区分（ゾーニング）

- 警察施設の中に、感染が疑われる者の立入りやウイルスで汚染された物品の搬入を可能にする区画（汚染区域：レッドゾーン）を設け、業務を通常どおり営む清潔な区画（清潔区域：グリーンゾーン）と区分する。
- 汚染区域と清潔区域の間には、防護服を脱衣したり、汚染物品を消毒したりする区画（緩衝区域：イエローゾーン）を設定することが推奨される。また、施設外で感染が疑われる者や汚染物品を取り扱った職員が、清潔区域を通過することなく汚染区域に到達することのできる動線を設定することが望ましい。
- 上記の区分に際しては、床面をビニールテープで色分けしたり、境界となる扉や廊下等に立て看板を設置したりすることにより、職員のみならず来庁者も含めて区分が明示されるようにすることが重要である。
- 施設の入り口をはじめとして、上記の区域の境界に当たる箇所には、職員や来庁者が手指の消毒を行うための消毒液の容器を備え付ける。
- 感染が疑われる者や汚染物品を搬送するための車両をあらかじめ指定した上で、座席の前部と後部を隔離する資器材を設置したり、感染症対策資器材を積載したりするなど、予防対策を強化しておくことが効果的である。

(2) 職員の健康管理と立入りの規制

- 発熱、咳、喉の痛み、強いだるさ、息苦しさ、味覚・嗅覚の異常その他の新型コロナウイルス感染症と疑われる症状を少しでも自覚した職員（有症職員）は、自宅待機^{せき}や通院により体調の回復に専念することが原則であり、警察施設の清潔区域へ立ち入ることができない。
- 勤務中に症状を自覚した場合には、直ちに勤務を中止し、帰宅させるなどの措置をとらなければならない。また、当然のことながら、有症職員が、症状を秘して勤務することは、業務継続の観点からも、絶対にあってはならない。
- 何らかの理由により発熱を十分に自覚できない場合に備えるため、職員は、出勤前に自宅で検温、又は、勤務庁舎の入り口で検温する。

- 検温をするための測定機器としては、測定時間の短さや接触感染のリスクの少なさから、赤外線を用いた非接触型の体温計が推奨されるが、性能が適正であるかどうかをよく確認した上で使用する。また、本部庁舎のように一度に多数の職員が入庁する施設では、予算措置を伴うものの、サーモグラフィーにより一定の体温を検知した場合に発報するシステムを導入することが効率的である。

(3) 来庁者の検温・消毒と立入りの規制

- 部外関係者が来庁する警察施設を管理する所属長は、その管理権に基づき、施設の入り口付近において、新型コロナウイルス感染症に感染した疑いのある者の立入りを原則として禁止するとともに、来庁者に対し検温や手指消毒を依頼する旨を表示する。
- 来庁者の検温は、感染症のまん延に係る情勢、管轄区域の治安情勢、来庁者の用務、立入り範囲その他の事情を総合的に勘案し、全員又は一部に対して実施する。検温を行う際は、来庁者に委ねることなく、職員が実施することを原則とし、適切な接遇に努める。
- 検温の結果、平熱よりも高い体温が測定された場合のほか、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状について、来庁者自身が申告したり、応対した職員が認めたりした場合には、健康状況や用務を聴取した上で、必要に応じて、感染症に関連する相談窓口の紹介、来庁日の再指定等の対応を行う。
- 個人の生命、身体及び財産に重大な損害が生じるおそれのある急訴事案については、事案への対応を優先するためにやむを得ない場合において、来庁者への対応や施設の立入りの規制に関し、上記とは異なる対応を行うことができる。

(4) 被留置者等の検温・消毒・診察

- 新規に留置される被留置者については、必ず手指を消毒させるとともに、マスクを着用させ、可能な限り単独収容にするなどして、当分の間は、健康観察を行う。また、発熱等の体調不良を訴える被留置者については、医療機関において診療を施して、PCR検査、抗原検査、レントゲン検査、CT検査等の必要性を確認するとともに、必ず単独収容とする。
- 被留置者については、全員を対象に1日1回以上の検温を行うとともに、出入場時に必ず手指消毒を行う。体調不良を訴える被留置者への対応は、新規の被留置者と同様とする。
- 被留置者を釈放するときは、体調を確認し、健康状態を改めて確認する

とともに、当該被留置者が何らかの体調不良を訴える場合には、医療機関の受診の勧奨、保健所への連絡、嘱託医への相談等を行う。

- 留置施設に出入りする面会者や事業者に対しても、体調を確認するとともに、マスクの着用、検温、手指消毒等の協力を要請する。
- 巡回護送を利用する場合は、マスク等を着用させるものとする。
- 巡回護送日の検温は、その日の朝に必ず実施する。

5 接触の回避 ～「警視庁ソーシャル・ディスタンス・ワーク」の推進

飛沫感染のリスクが高い密集場所や密接場面をなるべく減らすためには、まずは、警察職員と職務の対象者又は警察職員同士が接触する機会そのものを低減させることが効果的である。それでもなお業務上接触せざるを得ない場合には、接触前に現場の感染リスクに関する情報を収集した上で、身体的距離を可能な限り十分に確保して職務執行に当たることが必要である。

このような接触を回避するために必要となる以下の対策項目は、警察業務を継続させるための取組（第2-2）とも深い関係を有する。

(1) 人との接触機会の低減

- 行政手続の当事者との面会、参考人からの事情聴取等については、電話その他の連絡手段により対応できる部分は可能な限りこれによることとし、対面で接触する時間・回数をなるべく少なくする。文書等の持込みや手渡しについても同様の観点から、郵送又はオンライン等の代替手段を用いる。
- 都民、国民、特に不特定又は多数の者が参加する行事を主催する場合には、必要性・緊急性のほか、政府や東京都をはじめとする関係行政機関が策定した基準に照らして感染リスクの高低を勘案した上で、開催の可否や時期を判断する。
- 勤務交代時の業務引継ぎ、交番・駐在所や警備部隊の巡視、対面での指示・連絡等については、業務に支障が生じない範囲において、必要最小限度の人数で行う。決裁については、持ち回り決裁よりも、電子決裁や置き決裁を励行する。また、大勢の職員を一か所に集合させて行う会議は、開催頻度を減らすとともに、可能な限り、電話連絡、文書配付、オンライン会議等をもって代える。
- 現在、本部では、資料作成、データ入力、データ集計、電話による照会・連絡等の業務を職員の自宅で行わせる在宅勤務について検討を進めている。本部が指定するサテライトオフィスでは、取り扱うことができる警察情報や業務に制限がないため、これらを最大限に活用することで自所属へ

の出勤職員数を減少させ、結果的に職員同士の接触機会を減らすことが可能である。在宅勤務及びサテライトオフィス型テレワークに当たっては、勤務の実効性を確保し、円滑かつ能率的な業務の遂行に不可欠な公文書であれば、所属長（公文書管理責任者）の承認を受けて、当該公文書を持ち出すことができる。

- 職員に時差出勤又はフレックス日勤を命令することで、通勤及び勤務時における人との接触を低減させる効果が見込まれる。ただし、時差出勤による感染予防効果は、職員の居住地と勤務地によって大きく異なるため、職員個々の事情と業務への影響をよく勘案した上で命令する。

また、当番勤務の職員に時差出勤を命令する場合には、非番の勤務員の身体的負担に配慮する必要がある。

- 単身者待機寮については、部屋数の許す限り、できるだけ一人部屋とする。感染の拡大が懸念される場合には、寮員の一時的な実家等からの通勤を認める。また、複数人部屋とせざるを得ない場合には、所属、係等の組合せに配慮した措置を講じる。
- 留置施設内は、可能な限り、一人一部屋となるようにし、共同部屋とせざるを得ない場合においても、被留置者同士の距離を確保する。また、運動、入浴等の起居動作も、単独や居室単位等で実施する。

（２）人との接触前の情報収集

- 事件・事故の現場に臨場する警察官は、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状を訴える者や飛沫・接触感染のリスクが高い行動を取る者がいないかどうか、当事者や目撃者の通報内容から判断するよう常に心がける。通信指令や本署指揮に当たる担当者は、現場の感染リスクに関する情報を可能な限り収集し、臨場する警察官へ伝達する。
- 傷病人への対応や死体取扱いの際は、救急隊、保健所、病院、介護施設等の関係機関・事業者との間で、警察活動の目的の範囲内で当事者の関連情報を共有する。
- 被疑者、参考人等の取調べ、逮捕、搜索差押え等の捜査活動に当たっても、必要に応じ、対象者に発熱、咳、喉の痛み等、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がないかどうか体調を確認する。

（３）身体的距離の確保（ソーシャル・ディスタンス）

- 警察施設内で申請・届出、相談、講習、地理案内その他の都民応接に当たる際には、職員と来庁者の距離をできるだけ２メートル（最低１メートル）確保するよう努めるとともに、必要に応じ、スプリンクラーや自動火

災報知設備の機能を妨げない範囲において、透明の亚克力板やビニールカーテンで遮蔽し、飛沫感染を防止する。また、来庁者同士の距離を確保するため、施設の構造上可能な限り、整理線の設定、待合席の間引き、動線の複線化、番号札を使った呼出し等の措置を講じる。

- 不特定又は多数の都民、国民が参加する行事を主催する場合には、参加者同士が適切な身体的距離を確保できるようにするため、参加人数の縮減、人を密集させない環境や動線の整備、座席等の距離の確保等、個々の行事の形式・規模に応じた感染予防措置をとる。警察内部の各種会議や指示・示達の場合においても、これに準じた対応をすることにより、職員同士の距離を確保する。
- 複数の職員が密集して距離が近くなりやすい箇所としては、食堂、更衣室、トイレ、給湯室、エレベーターのような一般的な共用スペースのほか、警察施設に特有のものとして、拳銃格納庫、指揮室、待機室、休憩室、警察学校の学習室等が挙げられる。これらの場所では、広さに応じて、入室人数の制限、入室時間の分散、対面とならないような位置の調整等により、可能な限り身体的距離を確保する。
- 職員が巡回連絡や聞き込み捜査のために住居、店舗等を訪問したときは、インターホン越しに会話するか、承諾を得た上で一定の距離をとり、面接する。
- 飲酒運転の取締りに当たっては、運転者の酒臭を直接確認することなく、必ずアルコール感知器を使用する。
- 交通違反の指導取締りの際、違反者を警察車両の後部座席に乗車させて事情を聴取することは、雨天・荒天の場合や交通量が著しい場所を除き、できるだけ避ける。やむを得ず、車内で聴取する場合は、相手との距離を確保し、又は、ビニールカーテン等を設置するとともに、窓を開けて十分な換気を実施した上で行う。
- 事件関係者が救急搬送のため、救急車内に収容されている場合において、同人から事情聴取を行おうとする際には、過去に交通人身事故の当事者から救急車内で約10分間にわたり事情聴取したことにより、当事者から警察官に感染したと疑われる事例もあったことから、その緊急性・必要性を十分に検討し、必要と判断される場合には、感染防止措置を十分に講じた上で行う。
- 引き当たり捜査、搜索等に当たっては、計画段階で、人数、方法、動線等について慎重に検討し、可能な限り三列シートの一ボックス車両を使用することで身体的距離を確保する。
- 食事や休憩時にマスクを外す場合は、特に身体的距離（可能であれば2

メートル、最低でも1メートル)を確保し、座席は対面にしないようにする。また、窓を開けるなど換気を行うことに留意するとともに、食事中的会話は控え、会話の際はマスクを必ず着用する。

(4) 物品の共用機会の低減

- 職員が寝具を使用する際には、持参した個人用タオルで枕を覆うなどの対策を講じる。
- 寝具に番号又は記号を付し、使用者を記録することにより、感染者が使用した寝具をすぐに特定できるような対策を講じる。
- トイレでタオルを共用しないよう、ペーパータオルの備付けを推奨する。食堂や給湯室で共有する物品は、定期的に消毒する。
- 野営や訓練で食事や水分補給を行う際は、食器やコップ、ペットボトル等を共用しないようにする。

第2 警視庁における業務継続

第2-1 警察における業務継続の特性

首都の治安維持を任務とする警視庁は、たとえ新型コロナウイルス感染症がまん延する中であっても、その業務を自ら全面的に中断・中止することはできないし、職員に感染が拡大することによって業務を遂行できない状態に追い込まれることも絶対に避けなければならない。

このため、社会・経済機能の維持に必要不可欠とされる他の業種と同じように、感染を予防することのみならず、業務を維持・継続させること自体を目的とした様々な対策も講じることが必要となるが、そのような業務継続のための対策は、以下に掲げるような警察の業務や組織の特性を踏まえたものとすることが重要である。

(1) 法的な責務の存在

警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たることをもってその責務とし（警察法第2条第1項）、警視庁は、東京都の区域につき、この責務に任ずる（同法第36条第2項）。

警視庁における業務継続は、ひとえにこのような法的な責務を果たし、都内における公共の安全と秩序を維持するために確保されなくてはならない。

(2) 活動と組織の実地性

被疑者の逮捕、交通の取締り、集会・デモや祭礼の警備といった代表的な業務をみれば分かる通り、警察活動は、対象とする個人や団体が存在したり、実際に物事が行われたりする場所、“現場”において実行されるものがほとんどである。警察の組織は、このような活動の実地性に最大限適応するため、警察署や交番・駐在所といった活動拠点を隅々にまで配置して対象区域をきめ細かく網羅するとともに、車両・船舶・航空機等を多数運用することにより機動力を確保している。

このような活動・組織の実地性は、警察がその責務を果たす上で必然の性質であることから、感染予防のため一部のデスクワークについてテレワークにより遠隔処理することが可能だとしても、首都の治安維持のためには、現場に振り分ける人的資源に大きな欠損を生じさせないこと、そして、現場の警察官を指揮・指令する制御機能をしっかり確保することがまずもって重要である。

(3) 当番勤務体制の代替性

警察は、都民、国民や地域の安全のため、24時間365日にわたり常に活動していなければならない組織である。そのため、警察署や本部の執行隊等では、当番勤務をする職員を班や小隊等の単位で指定し、これを順送りに交代させることで組織の機能を維持している。

このような当番による勤務体制（部制）を採用できるということは、ある業務についてみたとき、その業務を遂行し得る職員が組織の中に必ず複数人、具体的には一巡するため必要となる当番日数（部）の数だけ存在するということである。そのため、新型コロナウイルス感染症への感染も含めて何らかの事故により職員が欠けたとしても、その業務を別の職員が代替して行うことが比較的容易である。

したがって、新型コロナウイルス感染症が部内にまん延しつつある場合において、組織の機能を損ねることなく取り得る最初の代替措置は、部制の変更となる。例えば4部制から3部制にすることで、班や小隊のいずれか1単位を当番勤務のローテーションから外し、他の班・小隊の中で事故により欠けた職員の穴を補充したり、逆に、事故により人数が欠けた班や小隊を当番勤務のローテーションから外したりすることで、応急的な代替措置を柔軟に取ることができる。

ただし、この措置は飽くまでも一時的なものであり、部制変更の期間が長くなればなるほど職員の身体的負担は増加することとなり、業務の継続に支障が生じ得る。また、当番勤務の組織単位（班・小隊）をまたいで感染が幅広く拡大するような事態に至れば、部制変更を行う効果はほとんど認められないので注意が必要である。

(4) 予見できない事象への備え

都民、国民や地域の安全を害する危険には、事前にある程度具体的に予測できるものもあれば、現実が発生するまでほとんど予見できないものもある。警察が対応すべき危険な事象の多くは後者に属すると言っても過言ではなく、自然災害、交通や雑踏の事故、危険物の爆発・漏洩、遭難・水難等、多人数で対処することが不可欠であるものが少なくない。

警察では、このような予見できない事象に備えるため、常に一定人数の予備要員を確保して待機させておくこととしている。これらの要員は、一見すると非効率に映るものの、有事に際しては、被害を最小化し早期に安全を確保する上でなくてはならない存在となる。

この点、新型コロナウイルス感染症との関係では、感染予防対策を優先する余地、目先の感染リスクを低減させるためとしてこれらの予備要員の待機

を解除してしまうと、緊急事態が発生した場合における警察の対処能力に大きな支障が生じかねないので注意が必要である。特に、機動隊や警察署の支援に当たる本部執行隊については、緊急事態に際して必要不可欠な予備要員となるため、感染予防と事態対処のバランスを取った慎重な判断が求められる。

(5) 他機関との連携

警視庁は、その責務を果たす過程で、様々な関係行政機関と協力・連携を行っているところ、新型コロナウイルス感染症がまん延する情勢下では、これをより一層強化することが必要となる。

すなわち、事態対処の総合的な調整を担う都や区市町村との関係では、警戒警備、交通対策、権利利益の保全、死体の取扱い等の様々な任務に関連して、情報の迅速な共有や意思決定への参画を進めることが不可欠である。また、拘束した被疑者の取扱いや事件・事故の処理をめぐっては、検察庁、裁判所、拘留所、刑務所等の関係機関との間で、感染の拡大を防止するために必要な情報を共有するなど緊密な連携を確保することが重要である。いずれも、警視庁にしか遂行することのできない代替の利かない任務であり、警視庁における業務停止は、関係する他機関の業務継続に重大な影響を及ぼすこととなる。

このため、警視庁の各所属においては、業務を一部縮小ないし中断したり、一定割合の職員を在宅で勤務させたりする中であっても、他機関との窓口は常に維持しておかなければならない。また、本部、方面本部及び警察署の各段階で設置される対策本部の事務局（警備部門）にとっては、これら他機関との連携に関する情報の集約・共有に遺漏のないようにすることが重要な任務の一つである。

(6) 広報の重要性

自然災害が発生した場合と同様、感染症がまん延する中では、生命、身体及び財産の保護という人の最も根源的な関心に対し、何らかのミスやバイアスにより必要な情報が十分に伝達されなかったり、真偽不明の情報が大量に流れたりすることが少なくない。情報の欠如や錯誤は、不安・不満を助長するとともに社会の混乱を招きかねず、結果として、警察業務の維持・継続や警察の責務の達成に大きな支障が生じることとなる。

現場での執行力に長けた警察は、元来、緊急事態の発生時において必要となる情報を最も効率よく集約できる組織の一つである。したがって、これを総合調整に当たる国、都、区市町村の対策本部に還元することはもちろんの

こと、都民の生活にとって必要な関連情報は、プライバシーの保護や職務上の秘密保全に抵触しない範囲内において、可能な限り積極的に広報することが原則である。正確かつ時宜を得た広報は、たとえそれが感染症をめぐる情勢の悪化を示唆するものであっても、都民に広がる無用の不安を払拭し、より冷静な対応を促すものとなるからである。

このため、特に警察職員に感染が確認された場合には、その職員が街頭における警察活動や窓口での都民応接等で部外関係者と接触し得たことを念頭に置きつつ、保健所の指導の下、接触の相手方に対して事情を丁寧に説明するとともに、感染に至った経緯について判明している事実をできるだけ詳細に広報することが重要である。また、幅広い隔離措置と十分な代替措置を同時に講じることを広く訴求することは、管轄区域の治安維持に対する住民の不安感を払拭するとともに、警察力の間隙を突いて不法行為を企図する者を強く牽制することにつながるものである。

第2-2 警察業務の継続に向けた対策

職員個人や勤務環境について十分な感染予防対策が講じられていたとしても、職員の間で感染が拡大する危険性をゼロにすることは残念ながらできない。

そのような中でも、警察業務を維持・継続させていくためには、あらかじめ業務の進め方・在り方に平素とは異なる様々な工夫を凝らしたり、代替要員を十分に確保したりしておくことで、業務停止の将来リスクを少しでも低減させておくこと（リスク・コントロール）が必要である。

また、職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合においても、濃厚接触者の外延に軽度接触者のカテゴリを別途設けて隔離措置を幅広く講じるとともに、代替措置や都民への情報発信を速やかに実行するなど、集団感染が拡大して業務停止に至らないように対応すること（ダメージ・コントロール）が重要である。

1 事前の対策（リスク・コントロール）

新型コロナウイルス感染症により職員が突然欠勤することを想定した上で事前に採り得る対策としては、①業務の質や量に人員が追いつかなくなるリスクを減らすこと（業務の区分け、標準化）、②他の職員や関係者に感染が拡大するリスクを防止すること（編成の固定化、隔離場所の設定）、そして、③リスクを上回る代替要員を確保すること（予防的な在宅勤務、代替勤務場所の設定）の三つが考えられる。

（1）優先度に応じた業務の区分け

- 本部各部・警察署においては、遂行中の業務をあらかじめ「強化・拡充業務」、「一般継続業務」、「縮小業務」又は「中断業務」のいずれかに振り分けておく。
- 業務の区分けに当たっては、警察における業務継続の特性（第2-1）を踏まえつつ、当該業務を縮小又は中断することにより治安、国民生活及び経済活動に与える影響の度合いと、当該業務を継続することにより生じる感染リスクの両方を勘案して優先順位をつけることにより行う。
- 本部各部は、自らの業務を縮小業務又は中断業務に振り分ける際に、結果として警察署における強化・拡充業務や一般継続業務の遂行に重大な影響を与えないかどうか十分に考慮しなければならない。
- 申請・届出や講習・検定等の都民応接を伴う業務については、一定期間にわたって縮小・中断した場合、通常に復する段階で多数の取扱いが想定されるため、あらかじめ業務の体制を強化しておくことが重要である。

(2) 業務の標準化（属人化の解消）

- 特定の職員が業務を担当することにより、当人以外がその業務の内容や進め方を理解できない“属人化”とも言うべき状態は、当人が突然欠勤したりすると代替要員が対応することが困難になるため、業務継続の観点からは好ましくない。そのため、平素から業務管理を適正に進めることにより、代替要員が業務を遂行できる状態にまで業務を標準化することが重要である。
- 警察活動の多くは複数人で執り行われるため、他の業種に比べると比較的標準化が進んでいるようにも見えるが、専門的な法令解釈を伴うこともある許認可事務や交通切符事務、特定の端末を利用しなければならない事務等は、特定の職員のみが担当していることが少なくないため、注意が必要である。
- 業務の標準化を進めるに当たっては、端末やソフトウェアを利用させる職員の範囲をあらかじめ確認しておくことが望まれる。利用権限を付与する範囲が狭すぎたり、変更手続が複雑だったりすると、代替要員の業務遂行を妨げることになりかねないからである。

(3) 編成の固定化

- 複数人が一体となって実施する警察活動の場合、日によって人員配置を変えてしまうと、一人の職員が活動を共にする同僚職員の延べ人数がその分増加するため、万一、職員に感染が確認されたときの濃厚・軽度接触者もまた増えてしまい、業務停止のリスクが格段に高まることとなる。このため、職員同士の感染リスクを抑えるためには、人員の配置を固定化することが効果的である。
- 人員配置の固定化は、一方では業務の効率性や態勢の柔軟性を犠牲とするものであるため、交番やパトカーの相勤員や取調べ官・取調べ補助者のように、まずは職員同士が密接になりやすい業務において優先的に検討されるべきである。
- 物品からの接触感染を防ぐためには消毒を施すことが最も効果的であるが、職員が使用する車両や装備資器材を常に同じものに固定化することで、感染が拡大するリスクを更に低減させることも考えられる。
- 上記の考え方を更に推し進めると、職員が勤務する庁舎についても、常に同じ場所に固定化した方が感染拡大のリスクは低くなる。警察業務では、幹部が巡視を兼ねて時間帯により勤務場所を転々としたり、業務の需要に応じて日勤帯と夜間帯で勤務場所を変更したりすることが少なくないため、業務の必要性をよく見極めながら庁舎の固定化を検討する。

- このように人員配置、車両・装備資器材、勤務庁舎等の編成を固定化するに当たっては、万一、職員に感染が確認された場合にどの範囲までを濃厚接触者・軽度接触者に指定（後述 2（3））して拡大を食い止めるのか、換言すれば、どの範囲まで拡大することを許容するのかを併せて検討することとなる。すなわち、編成を固定化するという事は、感染リスクを固定化して押さえ込み、業務停止という最悪の事態を回避することに主眼があるからである。

（４）隔離場所の設定

- 単身者待機寮に居住する職員への感染が疑われた場合に備え、あらかじめ待機寮内の特定の部屋を隔離場所として設定するとともに、隔離された職員が使用するトイレや動線を指定し、他の職員との接触を可能な限り回避できるようにする。
- 留置施設において、感染が疑われる被留置者を隔離する場合は、他の被留置者に影響を与えにくい位置の居室（少年用居室を含む。）、構造的に分離された居室やロールカーテン等の感染拡大防止設備を備えた居室を単独居室として設定する。また、PCR検査等の結果待ちで、感染の疑いが極めて高いと思慮される被留置者や、感染が判明した被留置者で、医療機関から自宅待機の判断がなされ、引き続き勾留する必要があるなど、留置を継続せざるを得ない被留置者を留置するため、本部留置施設に専用施設を確保する。

（５）代替要員を確保するための予防的な在宅勤務

- 組織全体に感染が拡大して業務を遂行できない状態となることを防ぐためには、業務の運営に支障を来さない範囲であらかじめ職員を代替要員として順送りに在宅勤務させ、万一、庁舎で勤務中の職員の一人に感染が確認されて多数の職員が隔離された場合には、在宅勤務の職員らを消毒済みの庁舎に引き揚げて業務を継続させることが有効である。これを「予防的な在宅勤務」と呼ぶ。
- 予防的な在宅勤務を命令する職員数については、所属によって差を設けることなく斉一を期すことが望ましいことから、感染のまん延状況を踏まえて本部から別途通知することとする。
- 在宅勤務の期間については、一定程度の連続した日数を命令することが求められる。

(6) 代替勤務場所の設定

- 予防的な在宅勤務は、代替要員を確保することが主たる目的であり、勤務地を自宅に限定する必要はないため、本来の勤務地とは別の場所を代替勤務場所として設定し、そこで代替要員を勤務させることができる。ただし、在宅勤務と比較すると、通勤時における感染リスクが回避できないため、あらかじめ職員ごとに通勤時の混雑状況等を確認した上でこれを行う。
- 代替勤務場所は、別の庁舎に設定することが望ましいものの、通常勤務をする職員との接触を完全に遮断できる限りにおいて、同じ庁舎内に設定する分散勤務も有効である。分散勤務の例として、警察署の施設内の会議室に“第二刑事課”を置くことなど、警察署内の講堂、食堂、対策室等を活用することで、署員を分散させることが可能と考えられる。
- オンライン端末を使用した資料作成、データ入力、データ集計等の業務については、本部の指定するサテライトオフィスを代替勤務場所として設定し、行わせることができる。

2 事後の対策（ダメージ・コントロール）

警視庁職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、事態が集団感染や業務停止にまで拡大することを防止するためには、以下の措置を可能な限り早く講じることが必要不可欠である。

(1) 感染疑い情報の共有

- 職員は、自身又は家族等（同居中の者のほか、同居していない家族であって、直近おおむね2週間以内に職員と接触のあった者）について、
 - ・ 発熱、咳、喉の痛み、強いだるさ、息苦しさ、味覚・嗅覚の異常その他の新型コロナウイルス感染症と疑われる症状を自覚すること
 - ・ PCR検査や抗原検査を受検し、又は受検することを保健所や医療機関から指示されること
- 等により、新型コロナウイルス感染症に感染した疑いが認められたとき（疑似職員）は、速やかに所属長にその旨を届け出なければならない。職員が、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いのある者（疑似対象者）を取り扱った場合についても同様とする。
- 上記の届出を受けた所属長は、疑似職員その他関係者の人定事項、発症日、症状の内容、保健所への相談や医療機関の受診の状況、検査結果の判明予定日等について、速やかに本部（健康管理本部長）に報告する。
 - 所属長は、疑似職員に係る過去の活動等を確認した上で、関係する部内他所属や、検察庁、裁判所、拘置所、刑務所等の関係機関に対し、感染の

拡大を防止するために必要な情報を提供する。

(2) 疑似職員の隔離

- 疑似職員については、検査により感染が確認されているか否かにかかわらず、直ちに勤務場所から隔離しなければならない。また、単身者待機寮に居住する疑似職員については、他の寮員と接触しないようにあらかじめ定められた隔離場所において生活するものとする。
- 疑似職員は、検査の結果が判明するまでの間、事故欠勤とする。
- 検査の結果、新型コロナウイルス感染症への感染が認められなかった疑似職員は、その旨を事前に所属長へ報告した上で、勤務場所に復帰することができる。

(3) 濃厚接触職員・軽度接触職員の指定と隔離

- 所属長は、疑似職員に係る過去の活動や疑似対象者を取り扱った状況等を確認した上で、国立感染症研究所等の保健衛生当局が定義する濃厚接触者に該当し得る「濃厚接触職員」を指定する。
- 所属長は、同様にして、濃厚接触者には該当しないものの接触状況を考慮して、疑似職員や疑似対象者が症状を呈したおおむね2日前から、例えば、以下のいずれかの条件に該当する接触をした職員を「軽度接触職員」として指定する。
 - ・ 感染防御のある比較的長時間の直接対面接触（お互いがマスクを適切に着用し、目安として、2メートル以内の距離で、対面で延べ10分以上の会話等の接触があった場合。職場で席が近い者、車両の同乗者、取調べや相談の対象者等がこれに該当し得る。）
 - ・ 感染防御のない比較的短時間の直接対面接触（いずれか一方がマスクを適切に着用しておらず、目安として、2メートル以内の距離で、対面で比較的短時間の会話や挨拶等の接触があった場合等がこれに該当し得る。）
 - ・ 感染防御のない閉鎖空間の共有者（直接言葉を交わすことはなかったものの、比較的閉鎖された空間において、適切な感染防御をせずに、2メートル以内の距離で空間を共有した場合。）
- 濃厚接触職員については、疑似職員に準じて、直ちに勤務場所から隔離されなければならない。隔離後は、保健所の指定する期間において、在宅勤務を命令することとし、代替勤務場所で勤務させることは認めない。
- 軽度接触職員については、現に当番勤務に従事している場合等、業務を継続する上でやむを得ない場合を除き、必要な業務の引継ぎ等を行った上

で、速やかに勤務場所から隔離するものとする。隔離後は、健康管理本部の指導を受けつつ、接触状況を勘案し、一定期間在宅勤務を命令することとし、代替勤務場所で勤務させることは認めない。

- 濃厚接触職員のうち、事後の保健所の判断により濃厚接触者ではないとされた職員については、軽度接触職員として、健康観察を徹底させることとする。

(4) 部外の濃厚接触者への対応

- 所属長は、疑似職員の感染が確認された場合において、職員に係る過去（おおむね2週間）の活動を確認した上で、職務上の取扱いに際し、近距離で一定の時間、接触した部外関係者に連絡を取り、職員の感染事実を伝えて現在の健康状態を確認するとともに、その旨を管轄保健所に連絡しなければならない。

(5) 物品・施設の緊急消毒

- 所属長は、疑似職員、濃厚接触職員及び軽度接触職員が使用した可能性のある車両、装備資器材その他の物品や施設について、検査結果の判明を待つことなく、換気を最低でも1時間行った後に、速やかに消毒（緊急消毒）を行わなければならない。
- 緊急消毒に従事する職員は、消毒実施後すぐに洗濯できる服装（ジャージ等）に、マスク、ゴーグル、ゴム手袋を装着して作業を実施する。また、血液、体液、分泌液、嘔吐物、排泄物（便）等で衣服が汚れ、他者に感染させるおそれがあるときは、防護服あるいはエプロンやガウンの着用が望ましい。
- 緊急消毒が完了するまでの間、消毒に従事する職員以外の者が施設に立ち入ることを制限する。

(6) 代替措置の実行

- 疑似職員の感染が確認（感染職員）された場合において、感染職員、濃厚接触職員及び軽度接触職員が長期にわたり隔離されることにより業務の継続に重大な支障が生じるとき、所属長は、職員の転用、部制の変更、予防的な在宅勤務や代替勤務場所での勤務をする職員の引揚げその他の代替措置を実行し、業務の継続に必要な代替要員を確保する。
- 疑似職員の感染が確認される前の段階から既に業務の継続に具体的な支障が生じている場合には、検査結果の判明を待つことなく、その時点で、上記の代替措置を実行することができる。

- 警察署において代替措置を実行した際には、警備第一課長、本部主管課長及び方面本部長にその旨を報告する。

(7) 本部による警察署の支援

- 警察署長は、署員による代替措置だけでは業務の継続に支障が生じると認めるときは、本部主管課長に対し、代替要員の警察署への派遣、警察署の管轄区域における警戒警ら・取締りその他の支援を求めることができる。方面本部長に対しては、その旨を事前又は事後に報告する。
- 警察署に派遣する代替要員には、過去にその警察署で勤務した経験のある職員や管轄区域の実情に詳しい職員が選定されることが望ましい。このため、本部主管課長は、警察署から感染疑い情報が報告された段階から、あらかじめ代替要員の候補者を選定することで、代替要員の派遣が円滑に行われることとなる。
- 交通機動隊、機動隊、自動車警ら隊、機動捜査隊その他の本部執行隊においては、別命により、速やかに警戒警ら、取締り等の支援を実施できるよう、必要な態勢を確保する。

(8) 情報の対外発信

- 職員の感染が確認された場合であって、以下の条件に当てはまるときは、警備第一課長がその旨を対外的に広報する。
 - ・ 感染職員が、街頭における警察活動や窓口での都民応接等、部外関係者と接触した経緯があるとき
 - ・ 感染職員、濃厚接触職員及び軽度接触職員が隔離されたことにより、業務の継続に支障が生じるおそれがあるとして、代替措置が実行されたとき
 - ・ 上記のほか、対外的に広報することにより、治安の維持その他の公共の利益に資すると認められるとき
- 業務上、感染が確認された者を取り扱った場合には、必要に応じて、その旨を対外的に広報する。ただし、犯罪捜査等で広報にそぐわない場合やその他の職務上の秘密を保持しなければならない場合は、この限りでない。
- 本部による広報は、感染職員が確認された警察署等において、管内の住民や関係機関に対して説明を行うことや報道機関に個別に対応することを妨げるものではない。

警視庁新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
令和2年8月発行
編集・発行
警視庁新型コロナウイルス感染症緊急対策本部
(事務局：警備部警備第一課危機管理室)
〒100-8929 東京都千代田区霞が関2-1-1